

社会福祉法人ふくろう会
ヘルパーステーションおうるの郷新冠
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ふくろう会が設置運営するヘルパーステーションおうるの郷新冠(以下「事業所」という)が行う指定訪問介護事業(以下「事業」という)及び介護予防・日常生活支援総合事業指定訪問型サービス(以下「訪問型サービス」という)の適正性を確保するために、要介護又は要支援状態にある事業の利用者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業所は、利用者の自立生活の維持継続と、要介護状態・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に支援を行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) サービスの提供にあたっては、訪問介護計画及び総合事業サービス支援計画に基づき、でき得る限り利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) サービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、懇切丁寧に行うものとし、特に安心や信頼感を重視して、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (5) 事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。
- (6) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーションおうるの郷新冠
- (2) 所在地 新冠郡新冠町字共栄318番地19

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに従事者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画（総合事業サービス支援計画）の作成・変更等を行い利用の申し込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握しサービス提供者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護職員 3名以上

訪問介護職員等は、事業及び訪問型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 通年 午前8時30分から午後5時30分
- (2) 営業時間 午前5時から午後9時

(事業の内容及び利用料等)

第6条

(1) 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。また、訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、日高中部広域連合長が定める基準によるものとし、指定訪問介護及び指定訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。

①身体介護

②生活援助

③初回訪問介護加算（初回訪問時または、その同月内にサービス提供責任者が、同行または、サービス提供した場合に加算）

(2) 訪問型サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。

①訪問型独自サービス費（I）・・・1週に1回程度

- ②訪問型独自サービス費（Ⅱ）・・・1週に2回程度
- ③訪問型独自サービス費（Ⅲ）・・・1週に2回を超えた場合

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業及び訪問型サービスの実施地域は、新冠町とする。

（衛生管理等）

第8条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時等における対応方法）

第9条 訪問介護員等は、事業及び訪問型サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する事業及び訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対する事業及び訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第10条 事業所は、事業及び訪問型サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した事業及び訪問型サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び

市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した事業及び訪問型サービスに関し、市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した事業及び訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での事業及び訪問型サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業及び訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条

- (1) 事業及び訪問型サービスに当たる従事者の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (2) 従事者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とするものとする。
- (3) この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人ふくろう会の理事長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成26年12月1日から施行する。

この規程は平成28年4月16日から施行する。

この規程は平成30年8月1日から施行する。

この規程は令和元年6月16日から施行する。

この規程は令和2年11月1日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。

この規程は令和4年4月1日から施行する。

この規程は令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。